

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		市税等証明事務			
作成（修正）年月日	令和7年3月31日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	138
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称		総務部納税課	事務 区分	☒ 固有事務（納税課） ☐ 全庁共通事務 ☒ 特定課共通事務⇒	[特定課名] 腰越支所、深沢支 所、大船支所、玉縄 支所
個人情報ファイルの利用目的		住民サービス（市税等証明のうち、納税証明のみ地方税法第20条の10による）			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱 件数	☒ 1,000件以上 ☐ 1,000件未満	
記 録 項 目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☒ 続柄 ☐			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐			
	収入資産等	☒ 収入 ☒ 資産内容 ☒ 課税額 ☒ 公的扶助 ☒ 市税収納状況			
	個人の生活	☒ 家族構成 ☒ 扶養関係 ☒ 住居環境 ☐ 健康状態 ☒ 一人親家庭			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☒ FAX番号 ☒ メールアドレス ☒ 個人識別符号（クレジットカード番号） ☐ マイナンバー ☒ 印影 ☐ 口座内容 ☒ 画像（本人確認書類の顔写真） ☒ 罹災内容 ☒ 特定認定長期優良住宅の認定者氏名、認定番号及び認定日 ☒ 認定低炭素住宅の認定者氏名、認定番号及び認定日			
	要配慮個人情報の 取扱い	☒ 有⇒ ☐ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☐ 病歴 ☒ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・調剤	☒ 法令等（名称：所得税法第79条） ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記録範囲		各種証明書等の交付申請をした人及び証明書等に記載する人			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	代理人 ☐ 法令等（名称： ） ☒ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名	継続用紙のとおり	個人情報ファイル簿の名称(番号)	継続用紙のとおり
		根拠	継続用紙のとおり		

収 集 の 時 期	□定期（ 月～ 月） ■随時 □その他（ ）		
記 録 の 形 態	■文書 ■電磁的記録（記録媒体：磁気ディスク、クラウドサービス）□その他（ ）		
電子計算機の処理	□無 ■有（個別システム名：税基幹システム、Graffer スマート申請システム）		
目 的 外 利 用	目的外利用課名	継続用紙のとおり	個人情報ファイル簿の名称(番号) 継続用紙のとおり
	根 拠	継続用紙のとおり	
記録情報の経常的提供先	■ 有⇒ □ 無	提供先	本人
		個人情報の内容	氏名、住所、生年月日、メールアドレス
		提供の方法	■オンライン結合 □答申有 （□類型答申第 号 □個別答申第 号） ■答申無（審議会への報告）※審議会への報告令和7年3月予定（902 Graffer スマート申請（デジタル戦略課）） □その他の方法（ ）
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 □第1項（法令）根拠法令（ ） ■第2項第1号（本人同意） □第2項第 号（上記以外の利用） □答申有 （□類型答申第 号 □個別答申第 号） □答申無（審議会への報告）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18-10		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	—		
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	特定課共通事務は次の記録項目を除く。 ・ 罹災内容 ・ 特定認定長期優良住宅の認定者氏名、認定番号及び認定日 ・ 認定低炭素住宅の認定者氏名、認定番号及び認定日（R6. 3. 28）
継続用紙使用	☐ 無 ☒ 有

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 (継続用紙)

個人情報ファイルの名称	市税等証明事務
-------------	---------

	1 個人情報の利用
	利用の根拠：個人情報の保護に関する法律第 69 条（以下、事務の名称後（）内に該当項及び号数を記載）
	(1) 市民課
	事務の名称：202 住民基本台帳事務（第 2 項第 2 号）
	(2) 建築指導課
	事務の名称：574 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務（第 2 項第 1 号）
	事務の名称：576 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務（第 2 項第 1 号）
	2 目的外利用課名
	罹災証明書等交付事務に限る。
	利用の根拠：個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 1 号
	(1) 市民税課
	事務の名称：144 市民税・県民税賦課事務
	(2) 市民課
	事務の名称：202 住民基本台帳事務
	(3) 保育課
	事務の名称：241 保育所等管理事務
	(4) こども相談課
	事務の名称：260 特別児童扶養手当支給事務
	事務の名称：261 児童扶養手当支給事務、ひとり親家庭等医療費助成事務
	(5) 青少年課
	事務の名称：280 子どもの家等管理運営事務
	(6) 生活福祉課
	事務の名称：見舞金支給事務 [旧 287]
	(7) 介護保険課
	事務の名称：343 介護保険事務
	(8) 保険年金課
	事務の名称：415 国民健康保険資格・賦課徴収事務
	事務の名称：417 国民年金適用関係事務
	事務の名称：422 後期高齢者医療制度事務
	(9) ごみ減量対策課
	事務の名称：448 清掃手数料賦課徴収事務

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 (継 続 用 紙)

個人情報ファイルの名称	市税等証明事務
-------------	---------

[illegible]